

## 第7回 議会議員の定数及び任期等検討小委員会

と き：平成15年12月26日（金）

午後1時～

と ころ：宮城県築館合同庁舎  
第5会議室

### 次 第

1 開 会

2 開会の挨拶 高橋 義雄 委員長

3 案 件

1) 議会議員の定数及び任期等の検討

2) その他

4 閉会の挨拶 白鳥 一彦 副委員長

5 閉 会

# 議会議員の定数及び任期等検討小委員会

## 第7回 / 討議資料

栗原地域合併協議会

## 選挙区設定を考える……（参考資料）

### 小選挙区設定の問題点

公職選挙法の原則は単一選挙区である。（統治機構と議員選出の単位的一致）

1票の格差が生ずる。（1票の格差問題は、全市一区にならないと解消しない）

欠員が生じるたびに、補欠選挙をしなければならなくなる。

死に票が多くなる。

地域内の議論を閉塞化させ、新人議員の出馬機会を妨げる要因となる。

二者択一的な選挙となり、選挙後の行政運営や地域開発を妨げるしこり等が生ずる。

有権者の選択権が制限される。（より広い範囲で、より良い人物や指示する政党等から選ぶことができる。）

一部有力者の代弁や一部団体の「走狗」となる傾向を排し、市民が自分で市議を選べる。

議員は選挙区の代表的なものとなり、選挙区以外のことに消極的になる。（議員は地域的な代表者ではなく、全市的な視野をもたなければいけない。）

議員の視界が狭小になって大局がぼやける。

旧町村、新市の違和感、一体感の阻害は選挙区に起因する。

議員が出ていなければ行政水準が低下し、地域格差が解消されない等ということはない。また、地域代表がいれば地区への利益誘導が図れるという時代ではない。

市の総合振興計画のように、市長が全市的立場で施策提案するのに対し、審議する議員が旧町村セクト的な立場では、どうしても執行部と議会の討議がかみ合うのか。

## 合併後の議員定数(選挙区設定の場合)の考え方

公職選挙法第15条第6項、第7項、第8項の規定により、合併後の議員選挙を実施する際、選挙区設定した場合の各選挙区の定数について検討する。

地方自治法第91条による議員定数  
議員1人当たりの人口

30 人(5万人以上10万人未満の市の場合)  
2,831.567 人/30人

区 分		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	合計
人口	H 1 2 国勢調査	15,866	14,714	14,164	4,470	9,517	5,515	3,218	8,334	7,545	1,604	84,947
選挙区定数 (基本)		5.60326	5.19642	5.00218	1.57863	3.36104	1.94769	1.13647	2.94325	2.66460	0.56647	30.00000
選挙区定数 採用値		7	7	7	3	5	3	3	4	4	2	45
議員1人当たりの人口		2267	2102	2023	1490	1903	1838	1073	2084	1886	802	
1票の格差(2.9以内)		2.82615	2.62095	2.52298	1.85786	2.37332	2.29219	1.33749	2.59788	2.35193	1.00000	
参考	選挙人名簿登録者数H15.3.2	12,844	11,901	11,624	3,637	7,805	4,473	2,609	6,854	6,120	1,384	69,251
	議員1人当たりの登録者数	1,834.86	1,700.14	1,660.57	1,212.33	1,561.00	1,491.00	869.67	1,713.50	1,530.00	692.00	

最高裁判例.....1票の較差が3倍を超える場合、違憲としている。  
人口に比例して.....国勢調査人口を基準とする。